

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
洪水予測システム端末装置及び水文水質データベース管理用端末一式借入及び保守	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 船木 淳悟 留萌市寿町1丁目68	平成30年4月2日	株式会社岩崎 留萌 営業所 留萌市花園町5丁目 2-23	7430001001757	・会計法第29条の3第4項 ・当該契約は、過年度において複数年度の賃貸借期間を前提に一般競争により契約を締結したものであり、賃貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため随意契約を行う。	3,238,662	3,238,662	100.000		単価契約
留萌開発建設部管内 道路気象情報提供	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 船木 淳悟 留萌市寿町1丁目68	平成30年4月2日	一般財団法人日本気象協会北海道支社 北海道札幌市中央区 北4条西23丁目	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画競争の実施により選定・特定手続を行い、技術提案書において総合的に最も優れた者との随意契約を行う。	6,177,600	6,177,600	100.000		
留萌開発建設部管内 洪水予測システム情報外提供	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 船木 淳悟 留萌市寿町1丁目68	平成30年4月2日	一般財団法人日本気象協会北海道支社 北海道札幌市中央区 北4条西23丁目	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画競争の実施により選定・特定手続を行い、技術提案書において総合的に最も優れた者との随意契約を行う。	8,251,200	8,251,200	100.000		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
東雲排水機場操作委託	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 船木 淳悟 留萌市寿町1丁目68	平成30年4月2日	留萌市 北海道留萌市幸町1丁目11番地	2000020012122	・会計法第29条の3第4項 ・当該排水機場は洪水等の緊急時に迅速に操作を行わなくてはならないことから、河川法第99条「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる」旨の規定に基づき、河川管理者として、委託する必要がある施設であるとの判断から関係地方公共団体である留萌市と委託契約書を締結し、随意契約を行うものである。	2,514,098	2,514,098	100.000		単価契約
高砂排水機場操作委託	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 船木 淳悟 留萌市寿町1丁目68	平成30年4月2日	留萌市 北海道留萌市幸町1丁目11番地	2000020012122	・会計法第29条の3第4項 ・当該排水機場は洪水等の緊急時に迅速に操作を行わなくてはならないことから、河川法第99条「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる」旨の規定に基づき、河川管理者として、委託する必要がある施設であるとの判断から関係地方公共団体である留萌市と委託契約書を締結し、随意契約を行うものである。	2,514,098	2,514,098	100.000		単価契約

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
留萌川河口仮橋賃貸借	支出負担行為担当官 留萌開発建設部長 船木 淳悟 留萌市寿町1丁目68	平成30年4月2日	(株) エムオーテック 札幌支店 札幌市中央区北1条西2丁目1番地	3010401095107	<ul style="list-style-type: none"> ・会計法第29条の3第4項 ・本件は平成29年度施行の留萌川改修事業である、留萌川改修工事の内 留萌川河口土砂撤去外工事の中で受注者が賃貸借を行っていた仮設物（仮橋）について、工事終了後も当局が継続して賃貸借を行っているが、引き続き平成30年度末まで賃貸借を行うものである。 <p>本事業は、留萌川河口部における河道の直線化及び河道掘削を行い留萌市街地の浸水被害を解消するのが目的であり、支障となる北防波堤の撤去を行うまで複数年度に渡り仮橋により施工を行う必要がある。</p> <p>仮橋については、使用時期毎に設置・撤去を実施する場合と比較して、継続して賃貸借を行った方が安価となるため継続して賃貸借を行うものであり、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、当該事業者を随意契約の相手方として選定するものである。</p>	11,574,500	11,574,500	100.000		